

## 船橋市廃棄物減量等推進員要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例（平成20年3月31日船橋市条例第14号）第38条の規定による、船橋市廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という。）の委嘱、任期、職務等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(通称)

第2条 船橋市廃棄物減量等推進員の通称は、「クリーン船橋530推進員」とする。

(委嘱等)

第3条 推進員は、船橋市自治会連合協議会（以下「自連協」という。）のコミュニティ地区ごとの環境美化の実情等を考慮し、それぞれに置くものとする。

2 推進員は、船橋市自治会連合協議会地区連絡協議会（以下「地区連」という。）の会長が選出し、船橋市廃棄物減量等推進員届出書（様式1）により、市長に届け出るものとする。

(任期)

第4条 推進員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 推進員が、任期途中で交代する場合は、船橋市廃棄物減量等推進員変更届出書（様式2）により、市長に届け出るものとする。なお、後任の推進員の任期は、前任の推進員の任期は残任期間とする。

3 推進員が任期途中で選出された地区連の地区外に転出または体調不良等により、推進員の役割を果たすことができない等で辞任する場合は、船橋市廃棄物減量等推進員辞任届出書（様式3）により、市長に届け出るものとする。

(活動内容)

第5条 推進員は、次の各号に掲げる事項の活動を行うとともに、市長が生活環境保全に必要と認める活動を自主的に実施できるものとする。

- (1) ごみの適正な分別・排出および3R促進に係る啓発
- (2) 生活環境保全に関し、本市と地域住民及び地域住民相互間の調整
- (3) 地域における美化活動の促進に関すること
- (4) 市の環境関係PR活動への協力
- (5) 地区活動の活動計画書・報告書の提出
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、推進員が活動を行うため環境指導員の補助が必要と認めるときはこれを従事させるものとする。

(地区代表者)

第6条 各地区の推進員の中に、地区代表者（以下「代表者」という。）を置くものとする。

(代表者の選出)

第7条 代表者の選出は、地区連会長が行い、船橋市廃棄物減量等推進員地区代表者届出書（様式4）により、市長に届け出るものとする。

(代表者会議の設置)

第8条 代表者により代表者会議を設置する。

2 代表者会議は、市長が必要な都度、招集する。

(研修)

第9条 市長は、推進員が第5条第1項に規定する活動を行うにあたって必要な知識を習得するための研修を実施するものとする。

(報告等)

第10条 代表者は、毎年、年度当初に、地区の活動計画を策定の上、船橋市廃棄物減量等推進員活動計画書（様式5）により、市長に提出するものとする。

2 推進員は第5条第1項に規定する自主的な活動について代表者に報告するものとする。

3 代表者は、年度末には活動状況を船橋市廃棄物減量等推進員活動報告書（様式6）により、市長に報告するものとする。

(解任)

第11条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

(1) 推進員として、ふさわしくない行為があったとき。

(2) その他市長が前号に準ずると認めるとき。

(身分証明書)

第12条 市長は、推進員の証として身分証明書（様式7）を交付する。

(推進員の身分補償)

第13条 推進員の職務上生じた災害等については、船橋市市民活動総合補償制度を適用するものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。ただし、様式 1 及び様式 2 の改正規定は、令和 5 年 2 月 13 日から施行する。

(様式1)

## 船橋市廃棄物減量等推進員届出書

年 月 日

船橋市長 へ

地区連絡協議会会長

氏名 \_\_\_\_\_

船橋市廃棄物減量等推進員として、下記の者を届出します。

記

1. 地区名 \_\_\_\_\_ 地区

2. 所属団体名 \_\_\_\_\_

3. 推進員 住所 船橋市 \_\_\_\_\_

(フリガナ)

氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日生

電話番号 \_\_\_\_\_

(様式2)

## 船橋市廃棄物減量等推進員変更届出書

年 月 日

船橋市長 へ

地区連絡協議会会長

氏名 \_\_\_\_\_

本地区の船橋市廃棄物減量等推進員を下記のとおり変更したく届出します。

### 記

1. 地区名 \_\_\_\_\_ 地区

2. 所属団体名 \_\_\_\_\_

3. 推進員 住所 船橋市 \_\_\_\_\_

(フリガナ)  
氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日生

電話番号 \_\_\_\_\_

4. 旧推進員 住所 \_\_\_\_\_

(フリガナ)  
氏名 \_\_\_\_\_

(様式3)

## 船橋市廃棄物減量等推進員辞任届出書

年 月 日

船橋市長 あて

地区連絡協議会会長

氏名 \_\_\_\_\_

本地区の船橋市廃棄物減量等推進員を辞任したく届出します。

記

1. 地区名 \_\_\_\_\_ 地 区

2. 所属団体名 \_\_\_\_\_

3. 推進員 住 所 船橋市 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(様式4)

## 船橋市廃棄物減量等推進員地区代表者届出書

年 月 日

船橋市長 あて

地区連絡協議会会長

氏名 \_\_\_\_\_

本地区の船橋市廃棄物減量等推進員の代表者として、下記の者を届出します。

記

1. 地区名 \_\_\_\_\_ 地区

2. 所属団体名 \_\_\_\_\_

3. 推進員 名前 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

(様式5)

## 船橋市廃棄物減量等推進員活動計画書

年 月 日

船橋市長 あて

地区連絡協議会会長

氏名 \_\_\_\_\_

地区代表船橋市廃棄物減量等推進員

氏名 \_\_\_\_\_

船橋市廃棄物減量等推進員の本地区の年間活動計画を、下記のとおり届出します。

### 記

1. 地区名 \_\_\_\_\_ 地区

2. 計画期間 年 月 日 から

年 月 日 まで

3. 活動内容 別紙活動計画概要のとおり

4. その他



# 〈活動計画概要〉

No. \_\_\_\_\_

地区名	地区	期間	年 月 日～	年 月 日
日 時	名 称 ・ 内 容			対象者

(様式6)

## 船橋市廃棄物減量等推進員活動報告書

年 月 日

船橋市長 あて

地区連絡協議会会長

氏名 \_\_\_\_\_

地区代表船橋市廃棄物減量等推進員

氏名 \_\_\_\_\_

船橋市廃棄物減量等推進員の本地区の年間活動結果を、下記のとおり報告します。

### 記

1. 地区名 \_\_\_\_\_ 地区

2. 計画期間 年 月 日 から

年 月 日 まで

3. 活動内容 別紙活動報告概要及び活動報告詳細のとおり

4. その他

# 〈活動報告概要〉

No. \_\_\_\_\_

地区名	地区	期間	年 月 日～	年 月 日
日 時	名 称 ・ 内 容			参加者・人数

〈活動報告詳細〉

No. \_\_\_\_\_

月	活動日	活動内容												
	日時													
月	活動日	活動内容												
	日時													
月	活動日	活動内容												
	日時													
月	活動日	活動内容												
	日時													

(様式 7)

第 - 号

## 船橋市廃棄物減量等推進員

氏 名

住 所

期 間 年 月 日まで

上記の者は、船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例第 38 条の規定による船橋市廃棄物減量等推進員（クリーン船橋 5 3 0 推進員）であることを証明する。

年 月 日 船橋市長

### 船橋市廃棄物減量等推進員要綱（抜粋）

（活動内容）

第 5 条 推進員は、次の各号に掲げる事項の活動を行うとともに、市長が生活環境保全に必要と認める活動を自主的に実施できるものとする。

- (1) ごみの適正な分別・排出および 3 R 促進に係る啓発
- (2) 生活環境保全に関し、本市と地域住民及び地域住民相互間の調整
- (3) 地域における美化活動の促進に関すること
- (4) 市の環境関係 P R 活動への協力
- (5) 地区活動の活動計画書・報告書の提出
- (6) その他市長が必要と認める事項